

《加入者の住所の取扱いについて》

当健康保険組合では、以前より加入者の住所について管理を行っておりますが、その住所につきましては「住民票上の住所」または「居所（現住所）」で管理を行っておりました。

この度、健康保険法施行規則が改正され健康保険組合が加入者の住民票上の住所情報を把握することが必須となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、今後は対象となる届書の住所欄には「住民票上の住所」を記載くださいますようお願いいたします。

なお、この取扱いは、令和6年秋を目途に現在の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化された「マイナ保険証」となることに伴い、マイナンバーに健康保険証の情報を正確かつ迅速に登録することを目的としたものです。

【施行日】

令和5年12月8日

【対象となる届等】

「被保険者資格取得届」「被扶養者異動届」「任意継続被保険者資格取得申出書」「住所変更届」

【住所変更届について】

被保険者（事業所にお勤めの方）は被保険者・被扶養者の「住民票上の住所」を変更したときは、変更後の「住民票上の住所」を事業主に申し出てください。

【任意継続被保険者の住所の取扱いについて】

任意継続被保険者については、健康保険証や保険料納付書等を送付するため、「住民票上の住所」に居住していない場合は「居所（現住所）」も届出していただく必要があります。「住民票上の住所」または「居所」を変更したときは、別紙1「健康保険 任意継続被保険者 氏名・生年月日・性別・住所・電話番号変更（訂正届）」を健康保険組合に届出してください。

【お知らせ】

健康保険組合では届出された、住所情報を含めた4情報（①漢字・カナ氏名、②生年月日、③性別、④住所）を用いてJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に照会を行いますが、届出いただいた情報と照会結果が一致しない場合には、届出いただいた内容について事業主に確認をいたします。

ご不明な点は健康保険組合までお問い合わせください。

健康保険 任意継続被保険者 氏名 生年月日 性別 変更（訂正）届
住所 電話番号

被保険者情報	記号	番号	生年月日	年	月	日
	被保険者証の		<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
			<input type="checkbox"/> 平成			
			<input type="checkbox"/> 令和			
氏名	(フリガナ)		性別	<input type="checkbox"/> 男		
				<input type="checkbox"/> 女		
住所	(〒 -)			<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input type="checkbox"/> 県		
電話番号 (日中の連絡先)	TEL ()					

変更（訂正）内容	変更になった項目のみ、変更前・変更後の両方をご記入ください。						
		変更前			変更後		
	氏名	(フリガナ)		(フリガナ)			
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日	<input type="checkbox"/> 昭和	
		<input type="checkbox"/> 平成				<input type="checkbox"/> 平成	
		<input type="checkbox"/> 令和				<input type="checkbox"/> 令和	
	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
住所	<input type="checkbox"/> 住民票住所	<input type="checkbox"/> 居所		<input type="checkbox"/> 住民票住所	<input type="checkbox"/> 居所		
	(〒 -)		(〒 -)				
住所変更 年月日				令和	年	月	
						日	
電話番号							
備考							

(2023.12)

受付日付印